

農地転用許可に関する農地法の事務・権限の一部が茨城県から町農業委員会へ移譲されます。

境町の農地転用については、農業委員会が許可申請を受付・審査の後、茨城県知事が許可を行っていましたが、今後は、4ha以下に限り、茨城県に替わって境町農業委員会が許可を行います。

なお、転用面積が4haを超える申請や、2市町以上の区域にわたる農地転用は、これまでどおり、境町農業委員会の意見決定を経て、茨城県知事許可になります。

1. 農地転用とは

農地を農地以外の用途に利用する場合には、事前に農地法の許可を得ることが必要です。

申請された案件は、地域農業の代表者である農業委員が現地調査を行い、毎月開催される農業委員会総会において、立地条件や事業計画等を勘案して審査されます。

2. 移譲される農地法の事務

(1) 農地転用許可に関する事務（農地法第4条・第5条）

（4haを超える農地転用及び2以上の市町の区域にわたる農地に係るものを除く）

(2) 賃貸借の解除等の許可に関する事務（農地法第18条）

(3) 職員による農地への立入調査（農地法第49条）

(4) 農地の状況等について、農業委員会・農業委員会ネットワーク機構の関係機関から報告を求めることができる（農地法第50条）

(5) 違反転用に係る処分に関する事務（農地法第51条）

3. 農地法許可申請等のスケジュール (3 条・4 条・5 条)

(1) 申請受付締切 毎月10 日 (土・日・祝日の場合は翌開庁日)

(2) 農業委員会総会 毎月25 日 (土・日・祝日の場合は直近の開庁日)

(3) 茨城県常設審議委員会 (申請農地が30a を超えるもの)

※転用面積が 4 ha を超える申請や、2 市町以上の区域にわたる農地転用案件は、従来どおり、茨城県知事許可となります。

	申請者の宛名	提出部数
転用面積が 4 ha 以下	境町農業委員会会長	1
転用面積が 4 ha を超えるもの、及び 2 市町以上の区域にわたるもの	茨城県知事	2